

八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠

九 第二項第二号ただし書に規定する材料の有無及び場所

十 第四項の事前調査を行った場合においては、当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

十一 分析調査を行った場合には、当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し

十二 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次的事項を、見やすい箇所に掲示するとともに、次条第一項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。

（作業計画）

一 調査終了日

二 前項第六号及び第八号に規定する事項の概要

三 第二項第二号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となつたときには、事前調査を行わなければならない。

（作業計画）

四 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ 作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならぬ。

一 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

三 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序

(事前調査の結果等の報告)
第四条の一 事業者は、次の

(事前調査の結果等の報告)

第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行う場合においては、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機とこの項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機と電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 建築物の解体工事(当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるものに限る。)

二 建築物の改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

三 工作物(第三条第四項ただし書の厚生労働大臣が定める工作物に限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

四 船舶(総トン数二十トン以上の船舶に限る。)の解体工事又は改修工事

前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。

一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号

二 解体工事又は改修工事の実施期間

三 前項第一号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物(当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計

四 前項第二号又は第三号に掲げる工事にあつては、当該工事に係る請負代金の額

五 第三条第七項第五号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項の概要

六 前条第一項に規定する作業を行う場合については、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名

七 材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る作業に限る。)の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止するし、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

第一項の規定による報告は、様式第一号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出するところをもつて代えることができる。

第一項各号に掲げる工事を同一の事業者がが以上の契約に分割して請け負う場合において

萬葉

五
前室

2 する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない。ただし、切断等以外の方法により当該作業を実施する事が技術上困難なときは、この限りでない。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、切断等以外の方法により当該作業を実施する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合には、この限りでない。

事業者は、第一項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるもののを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、当該措置（第一号及び第二号に掲げる措置に限る。）と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、第一号及び第二号の措置については、この限りでない。

一 当該作業を行う作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離すること。

二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿润な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。

三 当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前二号に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知せること。
(石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置)

第六条の三 前条第三項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合及び該作業の一部を請負人に請け負わせる場合について準用する。
(石綿等の切断等の作業を伴わない作業に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入りることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業（石綿等の切断等の作業を伴うものを除き、囲い込みの作業に限る。）

二 第五条第一項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものを除き、除去又は囲い込みの作業に限る。）

特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

（発注者の責務等）

第八条 解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わない者で注文している者をいう。次項及び第三十五条の二第二項において同じ。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る解体等対象建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

（建築物の解体等の作業等の条件）

第九条 解体等の作業を行う仕事の注文者は、事前調査等、当該事前調査等の結果を踏まえた当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げないおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

3 除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

4 事業者は、前項のおそれがある場所における作業の一部を請負人に請け負わせる場合であつて、当該請負人が当該場所で臨時に就業するときは、当該請負人に對し、呼吸用保護具及び事業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

第六節 石綿等を取り扱う業務に係るその他措置

第十二条 (作業に係る設備等)

事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブンシュブル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブンシュブル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

事業者は、前項の規定により石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブンシュブル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該石綿等を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の切断等の作業等に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるとときは、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならぬ。

二 石綿等の切断等の作業（第六条の二第三項に規定する作業を除く。）

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿使用建築物等解体等の作業を含み、第六条の三に規定する作業を除く。）

三 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業

四 粉状の石綿等を混合する作業

五 前各号に掲げる作業、第六条の二第三項に規定する作業又は第六条の三に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

3 事業者は、第一項各号のいづれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行つた作業場所における同一条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。次項及び第三十五条の二第二項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（次項及び第三十五条の二第二項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業の一部を請負人に請け負わせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。）を使用する必要がある旨を周知せなければならない。

3 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用

用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用されるときは、この限りでない。

事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5 労働者は、事業者から第一項及び第三項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(立入禁止措置)

第十五條 事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、当該作業場において作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

第三章 設備の性能等

(局所排気装置等の要件)

第十六條 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

1 フードは、石綿等の粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

2 ダクトは、長さができるだけ短く、ペンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられていること。

3 排気口は、屋外に設けられていること。

4 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

2 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置について、粉じんの粒径（単位 メートル）五以上二十未満五未満（マイクロメートル）による除じん方式

(局所排気装置等の稼働)

第十七条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はブッシュ型換気装置については、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く）、同項の局所排気装置又はブッシュ型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすよう稼働させること等について配慮しなければならない。

3 事業者は、前二項の局所排気装置又はブッシュ型換気装置の稼働時においては、バッフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

(除じん)

第十八条 事業者は、石綿等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置若しくはブッシュ型換気装置には、次の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。

二十以上	五以上二十未満	五未満
ろ過除じん方式	ろ過除じん方式	ろ過除じん方式
電気除じん方式	電気除じん方式	電気除じん方式
マルチサイクロン（処理風量が毎分二十立方メートル以内）		

(局所排気装置等の稼働)

第十九条 事業者は、令第六条第二十三号に掲げる作業に於いては、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

(石綿作業主任者の職務)

第二十条 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないよう作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所排気装置、ブッシュ型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十一条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び除じん装置（石綿等に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第十二条第一項の規定に基づき設けられる局所排気装置

二 第十二条第一項の規定に基づき設けられるブッシュ型換気装置

三 第十八条第一項の規定に基づき設けられる除じん装置

(定期自主検査)

第二十二条 事業者は、前条各号に掲げる装置について、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならぬ。

1 ダクトは、長さができるだけ短く、ペンドの数ができるだけ少なく、かつ、適當な箇所に適合するものとしなければならない。

2 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置について、粉じんの粒径（単位 メートル）五以上二十未満五未満（マイクロメートル）による除じん方式

(定期自主検査の記録)

第二十三条 事業者は、前条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

三	検査箇所
四	検査の結果
五	検査を実施した者の氏名
六	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
第二十四条	事業者は、第二十一条各号に掲げる装置を初めて使用するとき、又は分解して改造に応じ第二十二条第一項各号に掲げる事項について、点検を行わなければならない。
(点検)	(点検の記録)
第二十五条	事業者は、前条の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
一	点検年月日
二	点検方法
三	点検箇所
四	点検の結果
五	点検を実施した者の氏名
六	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
第二十六条	事業者は、第二十二条の自主検査又は第二十四条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。
(特別の教育)	
第二十七条	事業者は、石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のため特別の教育を行わなければならない。
一	石綿等の有害性
二	石綿等の使用状況
三	石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
四	保護具の使用方法
五	前各号に掲げるもののほか、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項
二	労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるものほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
(休憩室)	
第二十八条	事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿
(床)	(洗浄設備)
第二十九条	事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。
(掃除の実施)	
第三十条	事業者は、前条の作業場及び休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければならぬ。
(喫煙等の禁止)	
第三十一条	事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業場に従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。
(容器等)	
第三十二条	事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。
一	事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。
二	事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならぬ。
三	石綿等の取扱い上の注意事項
四	当該作業場においては保護具等を使用しないければならない旨及び使用すべき保護具等の注意事項を記録し、これを三年間保存する。
(作業の記録)	
第三十五条	事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならぬ。
(使用された器具等の付着物の除去)	
第三十二条の二	事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等の使用した器具等の付着物の除去
一	当該石綿等の運搬、貯蔵のために必要な措置
二	周辺作業從事者の氏名及び当該周辺作業從事者ごとの周辺作業に従事した期間
三	事業者は、前項の記録を作成するため必要とする。
二	当該石綿等の運搬、貯蔵のために必要な措置
三	事業者は、前項の記録を作成するため必要とする。
四	当該石綿等の運搬、貯蔵のために必要な措置
五	当該石綿等の運搬、貯蔵のために必要な措置
六	当該石綿等の運搬、貯蔵のために必要な措置

四 分析の日時
五 分析の方法

を含む。次項において同じ。)に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

事業者は、労働者以外の者が第十条第三項、第十四条第二項及び第四項、第三十八条第四項並びに第四十八条第六号に規定する保護具等を使用したときは、当該者に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知せらるゝとともに、必要に応じ、当該保護具等を使用した者(労働者を除く。)に対し他の衣服等から隔離して保管する場所を提供する等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

3 事業者及び労働者は、第一項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してもならない。ただし、廃棄のために、容器等に梱包したときは、この限りでない。

4 事業者は、第一項の保護具等を使用した者(労働者を除く。)に対し、当該保護具等であつて、廃棄のため容器等に梱包されていないものについては、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してもならない旨を周知させなければならない。

第八章 製造等

(石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置)

第四十六条の二 石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するおそれのある製品であつて厚生労働大臣が定めるものを輸入しようとして厚生労働大臣が定めるものを輸入しようとする者(当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。)は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の〇・一パーセントを超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならない。

該書面を特定することができる情報

二 製品の名称及び型式

三 分析に係る試料を採取した製品のロット

(一)の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下この号及び次項において同じ。)

製品であつて、製造年月日及び製造番号があつ場合は、その製造年月日及び製造番号をあつたときは、申請者に対し、様式第五号の三

六 分析実施した者の氏名又は名称

七 石綿の検出の有無及び検出された場合についてはその含有率

2 前項の書面は、当該書面が輸入しようとする製品のロット(ロットを構成しない製品については、輸入しようとする製品)に対応するものであることを明らかにする書面及び同項第六号の分析を実施した者が同項に規定する厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面の写しが添付されたものでなければならぬ。

3 第一項の輸入しようとする者は、同項の書面(前項の規定により添付すべきこととされている書面及び書面の写しを含む。)を、当該製品を輸入した日から起算して三年間保存しなければならない。(令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるもの等)

第四十六条の三 令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 令第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿又はこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「製造等可能石綿等」という。)を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合、あらかじめ労働基準監督署長に届け出られたもの

二 製造等可能石綿等を譲渡し、又は提供しようとする場合、製造等可能石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの

三 石綿等を製造し、又は使用する者は、当該石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないよう堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。

五 石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。(製造の許可)

(製造等の禁止の解除手続)

第四十七条 令第十六条第二項第一号の許可(石綿等に係るものに限る。次項において同じ。)

を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、当該許可に係る石綿分析用試料等を製造する場合にあっては当該石綿等を製造し、又は使用しようとする。

2 厚生労働大臣は、法第五十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号の三

入する石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 都道府県労働局長は、令第十六条第二項第一号の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号による許可証を交付するものとする。

(石綿等の製造等に係る基準)

2 第四十八条 令第十六条第二項第二号の厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

一 石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとすること。ただし、密閉式の構造とすることは作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチエンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。

二 石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。

三 石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないよう堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。

五 石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。(製造の許可)

(許可手続)

第四十八条の三 法第五十六条第一項の許可を受けようとする者は、様式第五号の二による申請書を、当該許可に係る石綿分析用試料等を製造する場合にあっては当該石綿等を製造し、又は使用しようとする。

2 厚生労働大臣は、法第五十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号の三

による許可証(以下この条において「許可証」という。)を交付するものとする。

2 許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあっては、その名称)を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあっては、その名称)を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあっては、その名称)を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあっては、その名称)を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあっては、その名称)を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

4 訸用試料等の製造に関する知識

2 作業環境の改善方法に関する知識

3 保護具に関する知識

2 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、石綿作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

3 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、石綿作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

2 学科講習は、石綿に係る次の科目について行う。

一 健康障害及びその予防措置に関する知識

二 作業環境の改善方法に関する知識

三 保護具に関する知識

2 関係法令

3 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、石綿分析用試料等を製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第六号)に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれら

の写しを添え、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

1 第九章 報告

(石綿関係記録等の報告)

第四十九条 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第六号)に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれら

の写しを添え、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

1 第三十一条の作業の記録

2 第三十六条の測定の記録

3 第四十二条の石綿健康診断個人票

(石綿を含有する製品に係る報告)

2 第五十条 製品を製造し、又は輸入した事業者(当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用

第四条 この省令の施行の際現に事業者がその作業場（特定石綿等に係るものに限る。以下この条において同じ。）について旧特化則第六条第一項の認定を受けている場合における当該作業場については、第十二条の規定は、適用しない。この場合において、当該認定に係る旧特化則第六条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

(石綿等を吹き付ける作業に関する経過措置)
第三条 (この省令の施行の際現に附則第十二条の規定による改正前の特定化学物質等障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「旧特化則」という。)第三十八条の七第二項各号に掲げる措置を講じて同項に規定する作業に労働者を従事させている事業者は、第十一条の規定にかかわらず、当該作業に労働者を従事させることができる。
(事業による設備等に関する経過措置)

五 製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大
を防止するために行う措置

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

(解体等の作業に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われている建築物又は工作物の解体等の作業については、第四条、第五条第一項及び第二十七条第一項の規定は、適用しない。

附則

三 二
製造し、又は輸入した製品の数量
四 一
譲渡し、又は提供した製品の数量
五 一
先又は提供先
六 一
製品の使用に伴う健康障害の発生を
防止するために行う措置

する場合に限る。)は、当該製品(令第十六条
第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、
法第五十五条ただし書の要件に該當するものを
除く。)が石綿をその重量の〇・一パーセント
を超えて含有していることを知った場合には、
遅滞なく、次に掲げる事項(当該製品について
譲渡又は提供をしていない場合にあつては、第
四号に掲げる事項を除く。)について、所轄労
働基準監督署長に報告しなければならない。
一 製品の名称及び型式

新安衛則第一 三百七十四 条及び別表 る作業	新安衛則第一 三百五十九 条及び別表 (昭和四十 七年政令第 三百十八号 。以 「令」と う。)第六 条第九号に 掲げる作 業	新安衛則第 三百五十九 生法施行令 の一部を改 正するの掘 削工作業	第一 条第一 款に規定 する規定	(作業主任者に 関する経過措置)	第一 条第一 款に規定 する規定	新安衛則第 三百五十九 生法施行令 の一部を改 正するの掘 削工作業	第一 条第一 款に規定 する規定	第八条 この省令の施行前に旧特化則の規定によ りされた処分、手續その他の行為は、この省令 の相当規定によりされた処分、手續その他の行 為とみなす。
								(様式に関する経過措置)
新安衛則第一 三百七十四 条及び別表 る作業	新安衛則第一 三百五十九 生法施行令 の一部を改 正するの掘 削工作業	第一 条第一 款に規定 する規定	(施行期日)	第一 条第一 款に規定 する規定	(作業主任者に 関する経過措置)	第一 条第一 款に規定 する規定	新安衛則第 三百五十九 生法施行令 の一部を改 正するの掘 削工作業	第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。
								附 則 (平成十八年一月五日厚生労働省 令第一号) 抄

規定期定	適用除外する規定	作業の区分資格を有する者	新安衛則第
第一 条及び別表	三百五十九 生法施行令 （昭和四十 七年政令第 三百十八号 条の規定による改 正前の労働安全衛 生法（以下「旧法」 といふ。）第六 条第九号に掲 げる作業	第一 条削作業主 者	三百五十九 生法施行令の一部を改正する 法律（以下「改正 労働安全衛生法等 地山掘削作業主 者）
第一 条 新安衛則第 一百七十四 十号に掲 げる作業	三百五十九 生法施行令 （昭和四十 七年政令第 三百十八号 条の規定による改 正前の労働安全衛 生法（以下「旧法」 といふ。）第六 条第九号に掲 げる作業	第一 条削作業主 者	三百五十九 生法施行令の一部を改正する 法律（以下「改正 労働安全衛生法等 地山掘削作業主 者）
第一 条 新安衛則第 一百七十四 十号に掲 げる作業	三百五十九 生法施行令 （昭和四十 七年政令第 三百十八号 条の規定による改 正前の労働安全衛 生法（以下「旧法」 といふ。）第六 条第九号に掲 げる作業	第一 条削作業主 者	三百五十九 生法施行令の一部を改正する 法律（以下「改正 労働安全衛生法等 地山掘削作業主 者）

(処分等の効力の引継ぎ)
第七条 この省令の施行前に旧特化則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この省令の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。
(様式に関する経過措置)
第八条 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
(罰則に関する経過措置)
第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省
令第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
第三条 事業者は、次の表の第一欄に掲げる規定にかかるわらず、同表の第二欄に掲げる作業については、同表の第三欄に掲げる講習を修了した者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。

の作業（旧石綿則第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。）については、新石綿則第四条、第七条、第十二条、第十三条、第十五条、第二十七条第一項、第三十一条から第三十五条まで及び第四十四条の規定は、適用しない。

この省令の施行の際現に行われている経過措置対象物（石綿を含有する製剤その他の物でその含有する石綿の重量が〇・一パーセントを超える一パーセント以下であるものをいう。以下同じ。）に係る作業については、新石綿則第四条、第六条、第七条、第十二条、第十三条、第十五条、第二十七条第一項、第三十一条から第三十五条まで及び第四十四条の規定は、適用しない。

（届出に關する経過措置）

Digitized by srujanika@gmail.com

第一条 この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年九月一日）から施行する。
第二条 この省令の施行の際現に行われている第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則（以下「旧石綿則」という。）第十条第一項の規定による石綿等の封じ込み又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあっては、旧石綿則第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）については、第一条の規定による改正後の石綿障害予防規則（以下「新石綿則」という。）第四条、第六条及び第二十七条第一項の規定は、適用しない。
この省令の施行の際現に行われている旧石綿則第十条第一項の規定による石綿等の囲い込みの規定は、適用しない。

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年八月二日厚生労働省令第一四七号) 抄

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

れるものについては、新石綿則第三十五条の二の規定は適用しない。
新石綿則第四条の二第一項各号に掲げる工事であつて、前条第二号に掲げる規定の施行の日前から施行する。(附則第五条において「第二号施行日」という)
第四条の二の規定は適用しない。
(除去等の作業に係る措置等に関する経過措置)
第三条 新石綿則第六条第一項第一号及び第二号の作業であつて、施行日前に開始されるものについては、同条の規定は適用せず、新石綿則第六条第一項第一号に規定する石綿含有仕上げ塗材の作業であつて、附則第一条第一号に規定する石綿含有仕上げ塗材の作業であつて、附則第一号に規定する石綿含有仕上げ塗材の作業であつて、新石綿則第六条の二の規定は適用せず、旧石綿則第十三条の規定は、なおその効力を有する。
新石綿則第六条の二第一項に規定する石綿含有仕上げ塗材の作業であつて、附則第一号に規定する石綿含有仕上げ塗材のうち吹き付けられないものの除去の作業に限る。)であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第六条の三の規定は適用せず、旧石綿則第十三条の規定は、なおその効力を有する。
新石綿則第十二条第一項各号に掲げる作業であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第六条の三の規定は適用せず、旧石綿則第十三条第一項ただし書の規定は適用せず、旧石綿則第六条第一項第一号若しくは第二号に規定する石綿含有仕上げ塗材のうち吹き付けられないものの除去の作業に限る。)であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第六条の三の規定は適用せず、旧石綿則第十三条の規定は、なおその効力を有する。
新石綿則第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる作業又は第三条の規定による改正後の労働安全衛生規則(以下この項及び次項において「新安衛則」という)第九十条第五号の二若しくは第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第五条第一項及び新安衛則第五条第一項及び第五号の二の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十条第五号の二の規定は、なおその効力を有する。
新安衛則第九十条第五号の二又は第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日後に開始されるものに係る労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第三項の規定による計画の届出は、この省令の施行前においても、同

項及び労働安全衛生規則第九十一条第二項の規定の例により行うことができる。
(様式に関する経過措置)
第五条 第二号施行日において現に提出されている旧石綿則様式第一号による建築物解体等作業体等作業届とみなす。
第二号施行日において現にある旧石綿則様式第一号による届出書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
(罰則に関する経過措置)
第六条 この省令(附則第一号各号に掲げる規定について)は、当該各規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条及び第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (令和二年八月一八日厚生労働省令第一五四号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号)抄
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の各号を超えて含有していることを知つている場合には、新石綿則第五十条の規定にかかるわらず、その旨が公知の事実であるときを除き、遅滞なく、同条各号に掲げる事項(当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、同条第四号に掲げる事項を除く。)について所轄労働基準監督署長に報告するよう努めなければならぬ。
新石綿則第五十条及び前項の規定は、次の各号に掲げる規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物については、適用しない。
一 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)附則第二条
二 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)附則第二百八十一号)附則第二条
三 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十九号)附則第五条
四 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成十九年政令第二百八十一号)附則第二条
五 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第四号)附則第五条
六 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十四年政令第十三号)附則第二条
(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則 (令和三年五月一八日厚生労働省令第九六号)
(施行期日)
1 この省令は、令和三年十二月一日から施
行する。ただし、第一条中石綿障害予防規則目

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
(様式に関する経過措置)
第六条 この省令の施行の際現にある第八条の規定による改正前の機械等検定規則又は第十条の規定による改正前の石綿障害予防規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第八条の規定による改正後の機械等検定規則又は第十条の規定による改訂後の石綿障害予防規則に定める様式によるものとみなす。
附 則 (令和五年一月一日厚生労働省令第二九号)抄
(施行期日)
1 この省令は、令和八年一月一日から施
行する。
附 則 (令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号)抄
(様式に関する経過措置)
第六条 この省令の施行の際現にある第八条の規定による改正前の機械等検定規則又は第十条の規定による改正前の石綿障害予防規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第八条の規定による改正後の機械等検定規則又は第十条の規定による改訂後の石綿障害予防規則に定める様式によるものとみなす。
附 則 (令和四年五月三一日厚生労働省令第三号)抄
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行す
る。
附 則 (令和四年四月一五日厚生労働省令第八二号)抄
(様式に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の石綿障害予防規則(以下この条において「新石綿則」といいう。)第五十条に規定する事業者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に、製造し、又は輸入した製品(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十六条第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、労働安全衛生法第五十五条たゞし書の要件に該当するものを除く。)が石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有していることを知つている場合には、新石綿則第五十条の規定にかかるわらず、その旨が公知の事実であるときを除き、遅滞なく、同条各号に掲げる事項(当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、同条第四号に掲げる事項を除く。)について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、所轄労働基準監督署長に報告するよう努めなければならない。
新石綿則第五十条及び前項の規定は、次の各号に掲げる規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物については、適用しない。
一 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)附則第二条
二 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成十九年政令第二百八十一号)附則第二条
三 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十九号)附則第五条
四 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第四号)附則第五条
五 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十四年政令第十三号)附則第二条
(様式に関する経過措置)

被験者(性別)の名前		被験者 性別 年齢	
事務所の名前		事務所の所在	
会員の範囲			
会員に認める 規約の種類			
年 齡	姓 名	工 事 勤 在	内
年	月	日	
会員登録の年月日		子安年月日	
主な勤務場所 会員登録の年月日		結果	
会員登録 実行	人	被験登録人の手 取扱い	人
会員登録 手取扱い	人	被験登録人の手取 扱いの実行を了承す るか否かの手すり 紙の分類	人
会員登録の 其の他			
会員登録の 手取扱い			
会員登録の 手取扱いの概要			

事業者様氏名
労働基準監査署長 様

様式第2号（第41条関係）（表面）

1000

様式第2号（第41条関係）（裏面）

- 1 第一次健診抄録及び第二次健診抄録の「検査又は検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検査又は検査とした結果を記載すること。
- 2 「医師の診断」の欄は、異常なし、又精査検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 3 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、具質の所見があると診断された場合に、就業上の問題について医師の見解を記入すること。

様式第3号（第43条関係）（表面）

年月日
事業者様氏名
山田正樹
受付

様式第3号(第43条開録)(裏面)

回答コード	在籍割合 課題 内 容
01	アセナイトにこれをその他の県の10%超えて含有する割合その他の特點を含む。」又は「新規・業者登録」
02	「クロロドリドイム」にこれをその他の県の8%超えて含有する割合その他の特點を含む。」又は「新規・業者登録」
10	「石鹼アラギアモウカクソイド」に除く、「にこれをその他の県の10%を超えて含有する割合その他の特點を含む。」又は「新規・業者登録」又は「既存・業者登録」
20	「にこれをその他の県の10%超えて含有する割合その他の特點を含む。」の他又は「既存・業者登録」に除く「石鹼アラギアモウカクソイド」を発生する場所における業務(「1-01」の登録又は登録申請)に伴う

様式第3号の2(第46条の2関係)

（参考）実験的教育評価基準 要

基準

1) 素養の構成要素と評価基準

「理解」、「問題解決」、「表現」のうち最も低い評定尺度は評価すること。
「理解」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

(1) 球根の大きさや色などの特徴から球根を分類する

(2) 他の植物の根と比較して根に特徴がある理由を説明する

(3) 12月25日はクリスマスと日本では何の習慣かの習得からこの教科の目標に係るされることは、何故か説明する

(4) 12月25日はクリスマスと日本では何の習慣かの習得からこの教科の目標に係るされることは、何故か説明する

2) 素養の評価指標と評価基準

「理解」、「問題解決」、「表現」は、各々について具体的な評価指標を定める。
「理解」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

(1) 「数学考査」の問題を解く際の問題理解度、解説力等を評価する指標を定めること。
「問題解決」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

(2) 「問題解決」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

3) 「理解」、「問題解決」、「表現」は、各々について具体的な評価指標を定める。
「理解」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

(1) 「数学考査」の問題を解く際の問題理解度、解説力等を評価する指標を定めること。
「問題解決」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

(2) 「問題解決」は、個人が自らの知識・経験をもとに問題を解く際の、何らかの形で記述された知識や経験の内容を示すものとする。

4) 素養、個人、社会の問題解決能力の発達度を考慮するための評価指標を定めること。

評定、個人、社会の問題解決能力の発達度を考慮するための評価指標を定めること。

样式第4号(第47条同例)

様式第5号の4（第48条の3関係）	
右欄分用紙料半額交付可証書 再交付申請書	
郵便料金徴収料控印	年月日
郵便局名	住所
郵便局名	氏名
郵便局名	郵便番号

参考
1 住所は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
2 氏名は、申請者が法人である場合にあっては、本件及び登録者の氏名を記入すること。
3 申請は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する支局並びに審査員を経て提出すること。

様式第6号（第49条関係）	
右欄用紙料半額交付可証書	
郵便料金徴収料控印	年月日
郵便局名	郵便番号
郵便局名	氏名
郵便局名	郵便番号

参考
1 「事業の概要」欄は本件用紙の右欄の半額により記入すること。
2 この報告書に記載しかねない事項については別紙にて記載して添付すること。